

国民生活金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、本資料は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの実績及び方針をもとに作成しております。

国民生活金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特例手当について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。

副総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。

理事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。

理事(非常勤) 該当なし。

監事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。

監事(非常勤) 該当なし。

(注)特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
総裁	千円 12,609	千円 6,846	千円 4,637	千円 1,095 31 (特別調整手当) (通勤手当)		9月30日	*
副総裁	千円 10,792	千円 5,874	千円 3,978	千円 940 0 (特別調整手当) (通勤手当)		9月30日	*
理事A	千円 5,207	千円 2,541	千円 2,225	千円 406 35 (特別調整手当) (通勤手当)		6月30日	*
理事B	千円 3,403	千円 1,885	千円 1,216	千円 302 0 (特別調整手当) (通勤手当)	7月25日	9月30日	*

理事C	千円 6,244	千円 3,115	千円 2,631	千円 498 0 (特別調整手当) (通勤手当)		7月21日	※
理事D	千円 2,303	千円 1,967	千円 0	千円 314 22 (特別調整手当) (通勤手当)	7月22日	9月30日	※
理事E	千円 8,165	千円 5,082	千円 2,225	千円 813 45 (特別調整手当) (通勤手当)		9月30日	※
理事F	千円 8,151	千円 5,082	千円 2,225	千円 813 31 (特別調整手当) (通勤手当)		9月30日	◇
理事G (非常勤)	千円 1,439	千円 1,439	千円 0	千円 0 ()	7月28日	9月30日	*
監事A	千円 8,529	千円 4,596	千円 3,113	千円 735 85 (特別調整手当) (通勤手当)		9月30日	※
監事B (非常勤)	千円 3,048	千円 3,048	千円 0	千円 0 ()		9月30日	*

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職	
総裁	千円 16,028	年 5	月 9	9月30日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。 なお、支給額のうち、業績勘案率の適応対象は12,194千円。	*
副総裁	千円 2,202	年 1	月 -	9月30日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事A	千円 4,446	年 2	月 11	6月30日	1.2	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	千円 4,129	年 2	月 2	7月21日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	千円 317	年 -	月 3	9月30日	1.0	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
監事	千円 3,217	年 2	月 4	9月30日	1.2	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

・国会の議決を経て決定された定員及び人件費の範囲内で厳格に人件費管理を行っている。
 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の削減に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律」(昭25.4.3法95)の適用を受ける国家公務員の給与水準及び民間企業の給与水準を考慮し決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・人事考課制度に基づき職員の勤務成績を5段階評価し、評価結果により昇給額に差を設け、昇格にも反映させている。
 ・職員の勤務成績等を踏まえて管理職に任用し、職務・職責に応じ特別手当の加算率に差を設けている。また、勤務成績に応じ支給月数も差を設けている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本 俸	・職員の勤務成績に応じて昇給・昇格に差を設ける。
特別手当	・職務・職責に応じて加算率に差を設ける。 ・職員の勤務成績に応じて支給月数にも差を設ける。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

政策金融機関として、人事院勧告を踏まえた給与改定を行ってきており、平成20年度については、国家公務員に準じ、地域の民間賃金水準を給与により適切に反映させる観点から、地域手当の支給割合を改定した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	4,246	40.3	3,987	2,866	58	1,121
事務・技術	4,239	40.3	3,989	2,868	58	1,121
電話交換手	2					
自動車運転手	5	54.7	3,256	2,458	69	798
在外職員	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	38.2	1,379	1,275	35	104
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	38.2	1,379	1,275	35	104
電話交換手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
自動車運転手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	35	61.4	2,065	1,693	82	372
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	30	61.3	2,122	1,732	81	390
電話交換手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
自動車運転手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	62.0	1,723	1,465	98	258

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
電話交換手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
自動車運転手	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

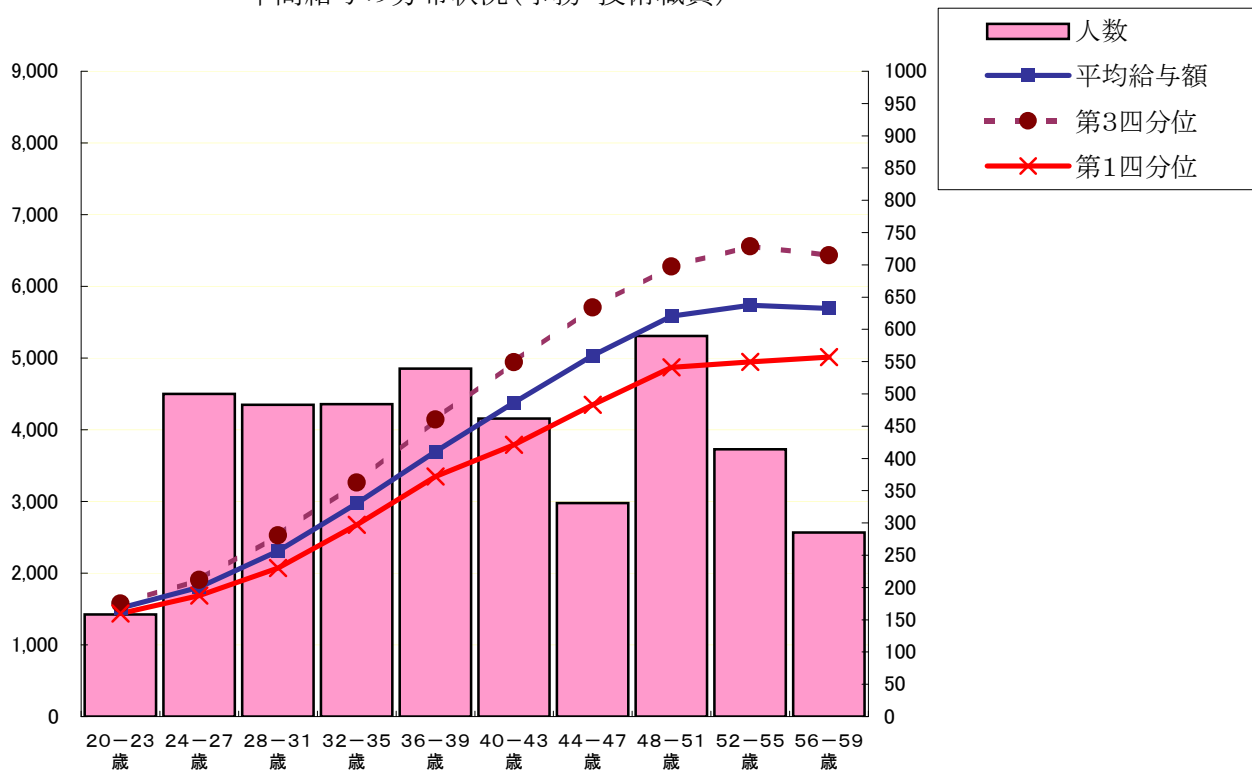
注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注3：電話交換手については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
・本部課長	63	45.3	5,236	5,493	5,709	
・本部係員	29	27.4	1,950	1,990	2,056	

③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	6等級	5等級	4等級	特4等級	3等級	特3等級
標準的な職位		係員	係員	主任	副調査役	調査役	課長
人員 (割合)	4,239 人	98 (2.3%) 人	770 (18.2%) 人	835 (19.7%) 人	831 (19.6%) 人	650 (15.3%) 人	558 (13.2%) 人
年齢(最高 ～最低)		24 歳 ～ 21 歳	31 歳 ～ 23 歳	59 歳 ～ 28 歳	59 歳 ～ 32 歳	59 歳 ～ 35 歳	59 歳 ～ 39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		1,159 千円 ～ 975 千円	1,791 千円 ～ 1,030 千円	3,476 千円 ～ 1,549 千円	3,977 千円 ～ 1,932 千円	4,559 千円 ～ 2,528 千円	4,826 千円 ～ 3,024 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		1,574 千円 ～ 1,325 千円	2,374 千円 ～ 1,399 千円	4,584 千円 ～ 2,132 千円	5,315 千円 ～ 2,710 千円	6,167 千円 ～ 3,511 千円	6,858 千円 ～ 4,345 千円
区分	計	2等級	1等級				
標準的な職位		次長	部・支店長				
人員 (割合)		269 (6.3%) 人	228 (5.4%) 人				
年齢(最高 ～最低)		59 歳 ～ 43 歳	59 歳 ～ 46 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,095 千円 ～ 3,916 千円	5,745 千円 ～ 4,144 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)		7,197 千円 ～ 5,443 千円	8,202 千円 ～ 6,021 千円				

(任期付職員)

区分	計	—
標準的な職位		係員
人員 (割合)	7 人	7 (100.0%) 人
年齢(最高 ～最低)		52 歳 ～ 28 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		1,260 千円 ～ 1,200 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		1,365 千円 ～ 1,300 千円

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	%	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	%	% 37.5
	最高～最低	% 45.5～33.3	%	% 45.5～33.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	%	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	%	% 35.1
	最高～最低	% 36.4～0.0	%	% 36.4～0.0

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

※年間支給額が算出できないため、国家公務員の給与水準(年額)との比較指標を算出することができない。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 19,010,844	千円 38,743,323	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 1,782,786	千円 3,459,008	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 253,987	千円 426,999	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 3,383,164	千円 6,650,997	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 24,430,781	千円 49,280,327	千円 (%) — (—)

(注) 当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの国民生活金融公庫の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

【人件費削減の取組状況】

人員純減にかかる方針及び進捗状況

国家公務員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員4,767人を基準として、5年間で5%以上)を進めていくことを基本とする。

(進捗状況)

基準日の人員数 4,767名

各年度末の人員数 平成18年度4,748名、平成19年度4,729名、平成20年度(上期)4,729名

各年度末日までの人員純減率

平成18年度0.4%、平成19年度0.8%、平成20年度(上期)0.8%

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度 (上期)
人員数 (人)	4,767	4,748	4,729	4,729
人員純減率 (%)		▲0.4	▲0.8	▲0.8

Ⅳ 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、上記の金額等の表記は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの数値である。

そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。